遺言と相続に関する講演会

相続が心配な方、
遺言書を書いて
みたい方は
ぜひご参加を！



相続登記は「しなくてもよい手続」から
「しなければならない手続」へ。
令和６年から、不動産を相続したことを知った日から
３年以内の登記が義務となりました。
大切な財産とご家族の安心を守るために
遺言書を活用した相続対策を今から始めませんか。

開催日時
11/11
（水曜日）
14時～

参加無料・事前予約制

会　場

静岡地方法務局藤枝支局２階会議室
場所：藤枝市青木１丁目４－１
ＪＲ藤枝駅北口から徒歩８分（地図は裏面）

プログラム

講演会　**14:00～16:10　定員１６名**

第１部　遺言制度（講師　焼津公証役場 中村雅人 公証人）
第２部　自筆証書遺言書保管制度（講師　法務局職員）
第３部　相続登記に関する制度（講師　法務局職員）

申込方法

お電話又は窓口にて事前にご予約ください。
①参加者氏名　②電話番号　をお伺いします。

予約受付期間

令和８年10月　7日（水）から　10月30日（金）まで
※　定員に達し次第、受付を終了します。

問合せ・申込先

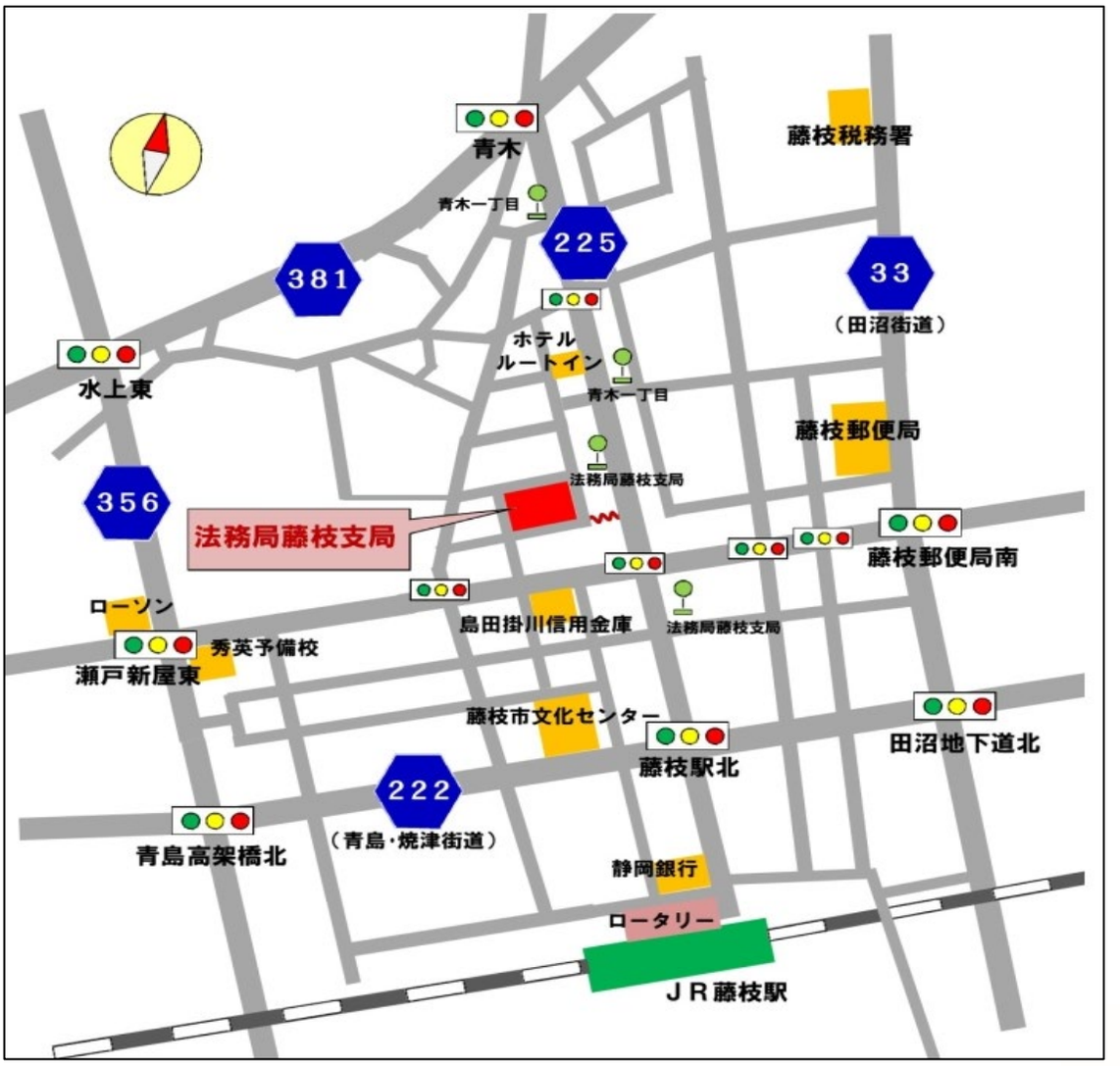
静岡地方法務局藤枝支局総務係　　TEL 054－641－1158
（音声案内３番）
予約受付は午前９時から午後５時まで（土日祝日を除く）

主催：静岡地方法務局　共催：静岡公証人会、静岡県司法書士会

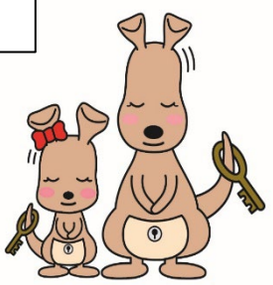
会場　静岡地方法務局
藤枝支局２階会議室



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」



※駐車場の数に限りがありますので、
公共交通機関を御利用ください。



遺言書ほかんガルー

遺言や相続の手続、制度に関しては、
ホームページでもご案内しています。

法務局

静岡地方法務局ホームページ
（相続登記義務化・自筆証書遺言書保管制度・法定相続情報証明制度・相続土地国庫帰属制度など）

公証人

焼津公証役場ホームページ

司法書士

静岡県司法書士会ホームページ